

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月4日

東京都知事 殿

住 所 東京都中央区東日本橋2丁目27番8号
アサノ東日本橋ビル
氏 名 アサノコンクリート株式会社
代表取締役社長 鈴木 孝行

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-5823-6168

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アサノコンクリート株式会社 深川工場
事業場の所在地	東京都江東区清澄1-2-8
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	生コンクリート製造業
②事業の規模	前年度 製品出荷量 81,488 m ³ 前年度 製品出荷額 1,764百万円（税込み）
③従業員数	11名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・残コン・戻りコン、トラックアジデータ等の付着モルタル 1) 廃水処理で発生したスラッジ水を脱水処理後、処分業者へ委託処理（ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず） 2) 残コン・戻りコン→処分業者へ委託して、路盤材として再資源化 ・廃プラスチック類：産業廃棄物処理業者に委託して、中間処理、埋め立て処分又は再生利用 ・金属くず：産業廃棄物業者に委託して、中間処理後再生利用

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙 社内規格 産業廃棄物管理体制 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
	排 出 量	5,933.68 t	- t
(これまでに実施した取組)			
①現状			
<ul style="list-style-type: none"> ・納入先からの品質クレーム等による全量返品(戻りコン)の発生を低減させるため品質管理の徹底。 ・過剰納入等による余剰返品(残コン)を低減させるため購入者と連絡を密にし過剰な生産を抑制している。 			
【目標】			
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
	排 出 量	5,874.34 t	- t
(今後実施する予定の取組)			
②計画			
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の更なる徹底。産業廃棄物の排出量を低減するための方策の検討。 ・GPSを利用した製品運搬車両配車システムを活用。車両及び納入先状況をリアルタイムに把握し、交通渋滞・待機による時間オーバーによる返品、並びにヒューマンエラーが起因する返品・余剰品納入の削減を図る。 ・令和6年度製品出荷量 前年比99%想定 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に実施していない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に実施していない。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
排出量	- t	2.30 t	- t	- t

(これまでに実施した取組)

- ・特に実施していない。

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
排出量	- t	3.00 t	- t	- t

(これまでに実施した取組)

- ・特に実施していない。
- ・製品出荷量と比例せず、排出想定量が困難であるため上記数量とした。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量			
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量			
(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
①現状		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)				
・特に実施していない。				
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
②計画		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)				
・特に実施していない。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
①現状		全処理委託量	5,933.68 t	- t
		優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
		再生利用業者への 処理委託量	5,933.68 t	- t
		認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組)				
・社内規格の環境保全管理規定に従って産業廃棄物の委託処理業者を 選定し書面による契約を交わしている。				
・処理業者の処分場について現場確認を実施している。				

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
全処理委託量	- t	2.30 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	2.30 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(これまでに実施した取組)

- ・社内規格の環境保全管理規定に従って産業廃棄物の委託処理業者を選定し書面による契約を交わしている。
- ・処理業者の処分場について現場確認を実施している。

(第5面)

【目標】			
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	その他の汚泥
②計画	全処理委託量	5,874.34 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	5,874.34 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ優先的に委託する。 ・委託先処分業者を定期的に現地確認する。 ・産業廃棄物の排出量を低減するための方策を検討する。			
※事務処理欄			

(第5面) - 2

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物		
全処理委託量	- t	3.00 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	3.00 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組)				
・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ優先的に委託する。				
(今後実施する予定の取組)				
・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ優先的に委託する。				
・委託先処分業者を定期的に現地確認する。				
・産業廃棄物の排出量を低減するための方策を検討する。				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

〈産業廃棄物管理体制〉

